

※この申立書は必要に応じて提出してください。

## 育児休業の延長希望に伴う入園利用調整に関する申立書

令和 年 月 日

盛岡市福祉事務所長 様

以下の児童の令和 年 月以降の保育施設入園利用調整において、私は育児休業の延長も可能であるため、他の保育の必要性が高い児童を優先的に調整していただいて構いません。

申請保護者 氏名	住所
申込児童 氏名①	生年月日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和
申込児童 氏名②	生年月日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和
申込児童 氏名③	生年月日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和

※下記事項を確認後、にチェックを入れてください。

- 当該申立書を提出した場合、育児休業の延長が許容できるものとして、保育施設入園利用調整時の合計点数を、1点として取扱います。
- 当該申立書は、提出をした年度内のみ有効です。翌年度以降も当該申立てを継続する場合には、改めて当該申立書の提出が必要です。
- 当該申立てを取り消す場合は、各月の申し込み締切日までに子育てあんしん課へのご連絡が必要です。

※当該申立書を提出した場合でも、他の申込状況によって入園が内定する場合があります。

※入園の内定を辞退された場合には、保育施設入園保留通知書の発行はできません。